

令和7年度用 岸和田市 (令和6年9月2日発行)

保育所・保育園・認定こども園・小規模保育事業所

入所案内



子ども家庭応援部 子育て施設課 保育・幼稚園担当 (市役所新館 地下1階)

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

TEL (072) 423-9483 (直通)

FAX (072) 423-0089

子育て施設課ホームページ



ホームページ <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/35/>

★申込書・必要書類は子育て施設課・各保育施設・各市民センター・山滝支所にて配布します。

申込書以外の必要書類につきましては子育て施設課ホームページより印刷が可能です。

令和7年度4月1日入所の1次選考の締め切りは11月15日(金)17時30分です

もくじ

保育施設申込について(受付期間・必要書類等・申込に関する注意事項)	P1-4
保育施設入所について(保育時間・保育料等・利用に関する注意事項) …	P5-8
認可保育施設一覧 …	P9-10
利用調整点数表 …	P11-13
施設等給付のご案内 …	P14
市立幼稚園および保育所の再編について …	P15-16
令和7年度年齢早見表・保育コンシェルジュ相談窓口のご案内 …	裏表紙

※入所案内に記載の内容は、予告なく変更される場合があります。ご了承ください。

保育所・認定こども園について

保育所（園）とは

保育所（園）は、保護者が共働きなどで、家庭で保育することができない子どもを、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園とは

幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持ち、その両方の役割を果たすことができる施設です。小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供します。また、地域の子育て支援も行います。

認定区分について

保育所（園）、認定こども園（保育部門）等の利用を希望する保護者は、利用のために必要な認定を受けていただく必要があります。利用のために必要な認定は以下の通りです。

認定区分	対象年齢など	
2号認定 (保育認定)	満3歳以上 (3歳誕生日の前日から)	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合
3号認定 (保育認定)	満3歳未満 (3歳誕生日の前々日まで)	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合

※ 認定こども園の1号認定（教育部門）に入園希望される場合は、直接各認定こども園へお申し込みください。

保育を必要とする事由

保育施設の利用にあたって、保護者（父・母など）が以下のいずれかの事由に該当する必要があります。

- ・就労（月64時間以上の労働を常態としていること）
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病
- ・保護者の障害
- ・同居する病人や障害者の介護
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・求職活動
- ・その他（子育て施設課へお問い合わせください）

※発達に支援が必要な子どもの申し込みについては、保育を必要とする事由が異なります。

詳しくはP13をご確認のうえ、子育て施設課へお問い合わせください。

申込書受付について

一度お申込みされると、年度内であれば申込を取下げない限り、原則として申請日以降、毎回の利用調整の対象となります。一度入所が保留になったとしても、申込書を再提出いただく必要はありません。

ただし、就労や家庭の状況等申込内容に変更がある場合は、各締切日時点での状況で利用調整を行うため、すみやかに子育て施設課までご連絡ならびに必要書類をご提出ください。

次年度の4月以降の申込は別途必要です。年度内に申込を行っている場合も、新年度の申込書をご提出ください。

●受付場所

申込書は、子育て施設課にご提出ください。各市民センター・山滝支所・各保育施設では受付できません。

●他市町村の保育施設を希望する場合

岸和田市で受付を行います。

希望先の市町村と岸和田市の両市町村の締切日に間に合うよう申込が必要です。詳しくは子育て施設課へお問い合わせください。

令和7年4月1日入所について

窓口の混雑を避けるため、令和7年4月1日入所の保育施設利用申込はグループごとに受付を行います。
日程・グループ分けの詳細につきましては利用申込書に別紙を挟み込みしておりますのでご確認ください。
※年度途中の申込は随時受付しています。

受付 受付場所 **子育て施設課** ※各市民センター・山滝支所・各保育施設では受付できません。

●1次選考申込受付期間

令和6年9月2日(月) 9時00分 ~ 令和6年11月15日(金) 17時30分

※休日受付日以外の土・日・祝日ならびに夜間受付日以外の夜間は受付を行っていません。

休日受付、夜間受付日は以下の通りです。

休日：令和6年10月20日(日)：9時00分~17時00分

夜間：令和6年10月21日(月)、22日(火)：17時30分~20時00分

※発達支援のための保育を希望される場合の申込締切日は令和6年11月8日(金)です。

●2次選考申込受付期間

令和6年11月18日(月) 9時00分 ~ 令和7年2月3日(月) 17時30分

※土・日・祝日は受付を行っていません。

グループ分けはございません。ご都合の良い日にお越しください。休日及び夜間受付は行いません。

締切日の17時30分を過ぎると一切の申込受付・希望変更を含めた内容変更ができません。

締切日時点で必要書類が揃っていない場合は受理できません。なるべく余裕を持った日程でお申し込みください。

結果連絡

●1次選考結果連絡…選考の結果にかかわらず、2月上旬までに**郵送**にて通知します。

●2次選考結果連絡…選考の結果にかかわらず、3月上旬までに**郵送**にて通知します。

欠員・辞退が出た場合には、2次選考で保留になった子どもを対象に、3次選考を行います。

3次選考の結果については、内定した方へのみ、随時電話連絡にて通知します。

※個人情報保護のため、選考の結果についての**電話でのお問い合わせには一切お答えできません。**

入所決定

家庭、子どもの状況等を審査基準に基づく点数表に当てはめて利用調整を行います。詳細については、P11を参照ください。

令和7年度途中入所について

年度途中の入所日は原則毎月1日、入所申込締切日は原則、入所を希望する月の前月10日です。

10日が土・日・祝日の場合は前開庁日です。

各月の締切日の詳細につきましては子育て施設課窓口・岸和田市役所ホームページにてお知らせいたします。

☆締切日の17時30分を過ぎると一切の申込受付・希望変更を含めた内容変更ができません。

☆締切日時点で必要書類が揃っていない場合は受理できません。

☆各入所日の受入枠の確定は入所申込締切日の前開庁日です。

☆希望施設の変更は電子申請もしくは来庁にて、締切日の17時30分まで受け付けます。

結果連絡

・年度途中の入所については、内定した方へのみ**電話連絡**をします。

・年度途中の利用調整で保留となった方には、通知文を発送します。



保育施設利用申込の必要書類について

※提出書類はすべて黒色ボールペンでご記入ください。（消すことができるペンは不可）

※申込をする子どもの疾病の状況により、診断書の提出が必要になる場合があります。

(1) 全ての方が必要な書類

	書類名	備考
1	施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書 兼 保育施設利用申込書	A3両面印刷の用紙です。
2	保育を必要とする事由の証明書（各保護者分）	下記★を参照。

1…申込をする子ども1人につき1部必要です。また、申込書にはマイナンバーのご記入が必要です。申込書の提出時には必ず個人番号カードもお持ちください。個人番号カードをお持ちでない方は、通知カード（マイナンバー記載の住民票でも可）と免許証等をお持ちください。

2…きょうだい同時申込の場合は写しで対応することができます。



★保育を必要とする事由の証明書

対象者	必要な書類	
就労している方	外勤の場合	就労証明書（雇用主の証明）
	内職の場合	就労証明書（取引先・納品先・斡旋先の証明）
	自営業の場合	就労証明書 ※ [1]
出産予定のある方	母子手帳の写し ①母の氏名 ②分娩予定日 がそれぞれ記載されているページ	
疾病のある方	『家庭外での保育が必要である』ことが明記された医師の診断書	
障害のある方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	
同居する病人や障害者の介護をする方	介護申立書（介護や通院の状況をご記入ください。） ※ [2]	
就学する方	在学証明書（学生証）の写し	
求職活動中の方	求職活動申立書	
その他	子育て施設課へお問い合わせください。	

※ [1] 3親等以内の親族が経営する事業所または法人で就労している場合は、利用調整において、自営業専従者または家族従業員の扱いとなります。

ただし、P12 に例のある添付資料を提出される場合は、点数表における自営業主（添付あり）として利用調整をします。

※ [2] 申立書以外に次のいずれかの書類も合わせてご提出ください。

- 1.身体障害者手帳 2.療育手帳 3.精神障害者保健福祉手帳 4.診断書 5.入院計画書等
- 6.病状内容確認書等 7.障害福祉サービス受給者証 8.その他

(2) 状況により必要な書類（対象となる方のみ提出してください）

	対象者	必要な書類
1	市内の認可保育施設において、 保育士等として勤務しているまたは勤務 することが決定している方 ※右記書類が準備できない場合も、お申込 みは可能ですが、加点はできません。	保育士証または幼稚園教諭免許状の写し
2	自営業の中心者として就労している方・ 3親等以内の親族が経営する事業所また は法人で就労している方 ※右記書類にあてはまるものが準備でき ない場合も、お申込みは可能です。	従事者本人が自営業主、自営業専従者または家族従 業者であり、自営業をおこなっていることを証明す る書類 例) 登記簿謄本、国民健康保険証（岸国）以外の健 康保険証、営業許可証、開業届出書他 ※上記は一例です。詳しくは P12 を参照のうえ、子 育て施設課までお問い合わせください。
3	生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書
4	ひとり親の方	戸籍謄本（全部事項証明書）・児童扶養手当受給証・ ひとり親家庭医療証のいずれかの書類
5	ひとり親家庭に準ずる方	拘禁中 …拘禁されていることがわかる証明 行方不明 …警察への捜索願等 離婚調停中…離婚調停中であることがわかる書類 （期日通知書・事件係属証明書等）
6	育児休業を取得中の方	誓約書（㉗、㉘のあてはまる方を記入ください） ※提出済みの誓約書の内容を変更する場合は、別途 取下届が必要です。子育て施設課にてお手続きくだ さい。
7	申込子どもが認可外保育施設や一時預かり （やまだい保育園・桜台保育所を除く）、 または岸和田市外の保育施設を利用中の方	保育施設利用証明書
8	障害者手帳を交付されている方がいる家 庭の方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手 帳の写し

※ 有効期限が切れている書類は受付ができません。各種書類の有効期限にご注意ください。

保育施設利用申込の注意事項

※必ずお読みください

- ① 申込内容に変更が生じたとき、申込を取り下げるときは必ず子育て施設課にご連絡ください。申込内容の変更をお知らせいただけない場合は、利用調整に関して不利益を被ることがあります。
- ② 申込をしている子どもの発達状況等によっては、発達検査を受けていただくことや、子どもの入所事由・審査基準を変更することがあります。
- ③ 保育施設利用証明書をご提出いただいても、ご利用日数・時間によっては利用調整において加点ができないことがあります。
- ④ 申込書に不備がある場合、入所審査・手続きができません。記入漏れ等がないよう十分ご注意ください。
- ⑤ 育児休業を取得している保護者の子どもが入所内定した場合、入所する月の末日までに復職証明書が必要です。入所する月の翌月 10 日までに「復職証明書」を必ずご提出ください。

保育時間 (P9-10 認可保育施設一覧表「開所時間」参照)

標準時間・・・原則的な保育時間を8時間としたうえで、1日11時間までの保育に対応しています。
『標準時間』の基本保育時間は7時00分から18時00分までです。
(一部の保育施設は7時30分から18時30分までです。)

短時間・・・原則的な保育時間である1日8時間までの保育に対応しています。
『短時間』の基本保育時間は8時30分から16時30分までです。
(チューリップ保育園の基本保育時間は9時00分から17時00分までです。)

基本保育時間以外の保育は延長保育となります。

公立保育所の延長保育にかかる利用料は、「岸和田市保育料表」(P8)をご覧ください。

民間教育・保育施設は、施設によって開園時間、延長保育料が異なるため、各民間教育・保育施設までお問い合わせください。

※ 発達支援のための子どもの保育時間は9時00分から16時00分(土曜日は12時00分まで)を原則とします。

※ 保育事由が「疾病・障害」、「求職活動」、「育児休業」の場合は短時間の基本保育時間での利用となります。

保育時間と延長保育について

短時間・標準時間別の基本保育時間と延長保育になる時間(7時00分から19時00分の間で保育を実施する保育施設の場合)

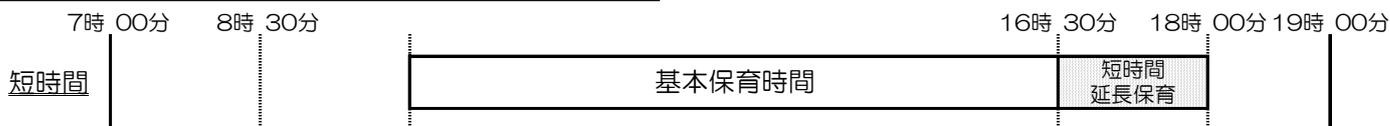


【具体例を用いた延長保育の考え方】

A: 8時30分から16時30分の短時間での利用の場合



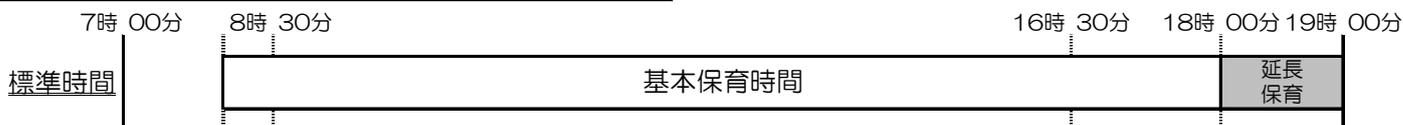
B: 10時00分から18時00分の短時間での利用の場合



C: 8時30分から18時00分の標準時間での利用の場合



D: 8時00分から19時00分の標準時間での利用の場合



保 育 料

(P8「岸和田市保育施設利用者負担額表(保育料表)」参照)

保育料は公立保育所・公立認定こども園、民間保育園・民間認定こども園・民間小規模保育事業所いずれの保育施設でも同じ算定額になります。
 保育施設を利用する子どもと同じ住所の世帯員(主に父及び母)に係る市民税額をもとに算定します。ただし、月によって参照する年度が異なります。市民税額を参照する年度は以下のとおりです。

算定期間と対応する市民税

令和7年						令和8年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和6年度」市民税 (令和5年1月1日～12月31日までの所得)						「令和7年度」市民税 (令和6年1月1日～12月31日までの所得)					

岸和田市で台帳やマイナンバーを確認できない場合は、市・府民税(所得・課税)証明書の提出が必要です。

年度内に税額変更があり、保育料が変更となる場合は年度内の開始月(4月または9月時点)まで遡り変更します(公立保育所の延長保育料も同様)。税額変更をされた方は早急に子育て施設課へご連絡ください。

- * 収入がない場合でも、税務担当課で住民税の申告が必要です。(詳しくは子育て施設課までお問い合わせください。)
- * 「寄付金税額控除」、「配当控除」、「外国税額控除」、「住宅借入額(取得)等特別控除」、「配当割額控除」、「株式等譲渡割額控除」については、保育料算定の市民税課税額より控除できません。
- * 父母の収入が一定以下の場合、子どもと同居する祖父または祖母に係る市民税額をもとに保育料を算定する場合があります。

給食費等その他費用

公立保育所に入所している3歳児クラス以上の子どもの保護者からは、保育料とは別に毎月主食費(ご飯・パン代)として800円及び副食費(おかず・おやつ代)として4,700円(令和6年度の金額※1)を徴収します。

民間保育施設で保育料とは別に負担していただく費用(主食費・副食費、延長保育料、その他費用)の詳細については民間保育施設へ直接お問い合わせください。

副食費については、世帯によって免除される場合があります。詳しくは岸和田市役所ホームページをご確認ください。

※1 料金は変更になる場合があります。

副食費について



保育料等の支払方法

【公立保育所・民間保育園・公立認定こども園】

口座振替または納付書払(保育料等の納付書はコンビニではご使用いただけません。)

取扱金融機関や口座登録の方法については、岸和田市役所ホームページをご確認ください。

【認定こども園・小規模保育事業所】

利用料は直接民間教育・保育施設にお支払いください。

詳しくは内定時に民間教育・保育施設にご確認ください。

公立保育所・民間保育園・
公立認定こども園の
取扱金融機関について



保育料の減免

以下に該当する場合は「岸和田市利用者負担額減免申請書」及び添付書類をご提出いただくと保育料の減免を受けることができます。

年度を越えての減免申請は受付できません。年度内の申請であっても申請時期・申請内容・保育料の階層によっては減免適用が不可となることもあります。詳しくは子育て施設課までお問い合わせください。

①②③については、申請された日の翌月以降（ただし、1日に申請された場合は当月）の保育料が減免対象になります。

①父親、母親もしくは両親のいない世帯またはこれらに準ずる世帯

* ひとり親家庭であることが確認できない場合は戸籍謄本等をご提出いただくことがあります。

②地方税法により障害者控除の対象となる者のいる世帯

* 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。

③減免申請の日の直近3ヶ月分の収入により推定される1年間の所得が、著しく変わる場合

* 直近3ヶ月分の所得を証明する書類等を添付してください。

※産前産後休暇及び育児休業中の方は算定期間が異なるので、子育て施設課へお問い合わせください。

④傷病で年度内に引続き1ヶ月以上入院した者のいる世帯

* 1ヶ月以上の入院を証明する書類を添付してください。

⑤災害により、その居住する家屋に甚大な被害を受けた世帯

* 罹災（りさい）証明書を添付してください。（半壊または半焼以上）

⑥お子さまが傷病等により年度内に連続して15日以上欠席した場合

* 治療期間がわかる医師の診断書（様式は子育て施設課及び市内各認可保育施設で配布）を添付してください。

※欠席の最初と最後が日・祝日の場合は欠席期間に含みません。

※欠席した期間内の開所日数分を減額します。

*①、②の場合でも、**毎年度**減免申請書の提出が必要です。

保育施設利用に際しての注意事項

※必ずお読みください

①一度保育施設に入所すると、保護者が保育を必要とする状態が続く限り継続入所が可能です。

ただし、住民登録や実住所が岸和田市ではなくなった時、保育施設を無断で長期間欠席した時などの場合は退所となります。

岸和田市外への転出を予定されている場合は、必ず子育て施設課までご連絡ください。

②保育施設入所中の子どもの保護者が出産し、育児休業を取得する場合、最長で出生児が2歳を

迎える年度末まで上児の保育施設継続入所が可能となります。手続きについては子育て施設課

または保育施設にお問い合わせください。ただし、必ず希望日に出生児の入所が保証されるわけではありません。

③毎年10月頃に現在入所中の保育施設より配布される、次年度の「保育施設利用申込書（現況届）」にて翌年4月の進級時に転園を希望する入所選考の申し込みをすることができます。

この選考は4月1日入所の新規申込者も含めての選考となりますので、必ず希望の保育施設に転園できるとは限りません。転園不可となった場合には、引き続き入所中施設の利用を継続できます。

また、岸和田市民として市外の保育施設に入所中で市内の保育施設への転園を希望する場合、および市内の保育施設に入所中で市外の保育施設への転園を希望する場合は、随時お申込みが可能です。詳しくは子育て施設課にお問い合わせください。

岸和田市保育施設利用者負担額表
(保育料表)

本表の延長保育料は公立保育所・公立認定
こども園にのみ適用されます。
民間認可保育施設は施設ごとに延長保育料が設定
されています。
詳細は各施設にお問い合わせください。

令和元年10月1日より適用

階層区分		保育料(円/月)				【公立】18時以降の 延長保育料(円/月)		
市階層	定義(市民税額)	0~2歳児		3~5歳児		0~2歳児	3~5歳児	
		標準	短時間	標準	短時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
B	非課税特定世帯	0	0	0	0	0	0	
	上記以外の非課税世帯	0	0	0	0	400	400	
C1	均等割のみの世帯	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	13,000	10,000	0	0	800	700
C2	所得割 100円以上 40,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	14,000	11,000	0	0	900	900
D1	所得割 40,000円以上 60,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	17,000	14,000	0	0	1,500	1,500
D2	所得割 60,000円以上 77,101円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	21,000	18,000	0	0	1,500	1,500
	所得割 77,101円以上 80,000円未満		21,000	18,000	0	0	1,500	1,500
D3	所得割 80,000円以上 100,000円未満		24,000	21,000	0	0	1,900	1,900
D4	所得割 100,000円以上 120,000円未満		29,000	26,000	0	0	2,600	2,300
D5	所得割 120,000円以上 140,000円未満		35,000	32,000	0	0	3,000	2,400
D6	所得割 140,000円以上 160,000円未満		40,000	37,000	0	0	3,000	2,500
D7	所得割 160,000円以上 200,000円未満		44,000	41,000	0	0	3,000	2,600
D8	所得割 200,000円以上 240,000円未満		51,000	48,000	0	0	3,000	2,600
D9	所得割 240,000円以上 320,000円未満		56,000	53,000	0	0	3,000	2,600
D10	所得割 320,000円以上		59,000	56,000	0	0	3,000	2,600

階層区分 (上記の保育料表の階層に対応)	短時間の延長保育料 (~30分の月額)
A階層またはB階層の特定世帯	0円/~30分
B階層(特定世帯除く)	500円/~30分
C1階層からD2階層の特定世帯	
C1階層からD10階層のいずれか	700円/~30分

※短時間延長保育料に関して〈公立保育所・公立認定こども園の場合〉

- ・7時00分から8時30分まで及び16時30分から18時00分までの保育に対して、左表の延長保育料が発生します。
- ・7時00分または16時30分からそれぞれ30分の保育ごとに、左表の延長保育料が発生します。
- ・短時間延長保育料は、1日の保育が8時間以内の場合に限り発生します。1日の保育が8時間を超えると標準時間となり、上表「標準」の欄の保育料が適用されます。この場合、左表の延長保育料は発生しません。

※きょうだい同時利用の場合の保育料の額は、年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。

※きょうだいが幼稚園・認定こども園・その他法律や条令で定める施設に入所または利用する場合、きょうだい同時利用とみなし、保育料を年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。岸和田市以外が設置する施設を利用の場合、通園(入所)証明書をご提出ください。

※きょうだいがいる世帯で、かつ市民税所得割額が57,700円未満の場合、年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。

(特定世帯は、市民税所得割額が77,101円未満の場合、年齢の高い子どもから全額・0円・0円となります。)

※月の途中で入所、退所または上表の18時00分以降の延長保育の利用の変更があった場合、開所日数に応じて日割計算します(10円未満切捨)。

認可保育施設一覧表（R7.4.1 予定）

保育所（園）

		所在地	電話	利用定員	対象年齢	開所時間
公立	浜保育所	中之浜町10番9号	422-0198	50	1歳児～	7:00～19:00
	千喜里保育所	上野町西15番20号	422-1344	94	57日～	
	大宮保育所 *3	加守町4丁目6番38号	445-7464	94	3ヶ月～	
	山直北保育所	岡山町177番地の2	445-0355	124	3ヶ月～	
	春木保育所 *3	春木泉町1番5号	439-6431	110	3ヶ月～	
	城北保育所	吉井町1丁目16番24号	444-3785	124	3ヶ月～	
	城内保育所	上町33番5号	439-9981	124	57日～	
	八木北保育所	大町3丁目21番20号	443-2995	124	3ヶ月～	
	修斉保育所	真上町55番地	427-9767	120	57日～	
	桜台保育所 *3	尾生町5丁目3番40号	444-6291	150	57日～	
民間	杉乃木保育園	八阪町3丁目15番12号	438-8646	195	57日～	7:00～20:00
	めだか保育園	土生町4175番地	422-2923	120	57日～	7:00～19:00
	中央保育園	北町16番14号	438-1981	150	57日～	7:00～19:00

小規模保育事業所

		所在地	電話	利用定員	対象年齢	開所時間
民間	八木こども園乳児室	大町368番地	479-3363	10	57日～	7:00～19:00
	星光乳児室	荒木町1丁目30番52号	441-2177	11	6ヶ月～	7:00～19:00
	やまだい保育園乳児室	田治米町425番地の1	445-7585	11	57日～	7:00～19:00
	東光みやまえ乳児室	宮前町24番5号	444-0038	11	3ヶ月～	7:00～19:00

小規模保育事業所とは？

0歳児から2歳児の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う認可保育施設です。小規模保育事業所卒園後の3歳児からは、連携する施設に引き続き通園していただけます。岸和田市では「やまだい保育園乳児室」は「やまだい保育園」、「東光みやまえ乳児室」は「東光こども園」、「星光乳児室」は「星光こども園」、「八木こども園乳児室」は「八木こども園」が連携施設です。各保育施設の入所申し込みの際は、各小規模保育事業所を希望に含むかどうかを踏まえてお申し込みください。

❁各事業所の所在地は「ここdeサーチ」で調べられます❁



各事業所の
↓検索はこちら↓



ここdeサーチの
↓使い方はこちら↓



ここdeサーチ
(<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>)

認定こども園

		所在地	電話	利用定員		対象年齢	開所時間
				2,3号	1号*1		
民間	双葉児童園	春木中町2番3号	422-2801	150	12	6ヶ月～	7:30～19:00
	八木こども園	今木町397番地の1	445-2472	129	15	57日～	7:00～19:00
	認定こども園五風会	岸城町18番11号	431-3449	132	15	6ヶ月～	7:00～19:00
	山直南こども園	山直中町1012番地の1	445-0482	120	15	57日～	7:00～19:00
	星光こども園	荒木町1丁目28番17号	443-4819	128	12	4ヶ月～	7:00～19:00
	はちまん認定こども園	八幡町13番85号	438-4541	90	9	3ヶ月～	7:00～19:00
	この花こども園	春木旭町3番16号	444-5087	133	15	3ヶ月～	7:00～19:00
	認定こども園光陽会光陽保育園	下松町4丁目1番13号	427-8855	180	15	57日～	7:00～19:00
	久米田保育園	下池田町1丁目22番10号	443-1056	90	15	3ヶ月～	7:00～19:00
	やまだい保育園	今木町160番地	444-6857	100	15	57日～	7:00～19:00
	光明保育園	尾生町560番地の1	443-6410	60	9	3ヶ月～	7:30～19:00
	(分園) 光明保育園分園はな *2	尾生町1186番地の1	441-1438	20	0		
	天神山こども園	天神山町2丁目5番1号	426-6031	100	11	3ヶ月～	7:00～19:00
	東岸和田こども園	土生町5丁目1番34号	426-6000	120	15	6ヶ月～	7:00～19:00
	ピープル久米田チャイルドスクール	池尻町693番地の2	448-6236	153	13	6ヶ月～	7:00～20:00
	(分園) ピーブルランチスクール大空*2	池尻町695番地の7	445-3300	24	0		
	ピープル八木南チャイルドスクール	小松里町1119番地	441-0506	125	9	6ヶ月～	7:00～20:00
	(分園) ピーブルランチスクール小松里 *2	小松里町911番地の1	448-6617	24	0		
	東光こども園	藤井町2丁目10番20号	429-1050	140	15	3ヶ月～	7:00～19:00
	ピープル大芝チャイルドスクール	磯上町3丁目14番12号	438-3571	155	0	6ヶ月～	7:00～19:00
ドルチェ バンビーニ Dolce Bambini	荒木町2丁目4番36号	445-2671	100	15	6ヶ月～	7:00～19:00	
チューリップ保育園	泉北郡忠岡町 忠岡南1丁目2番17号	(0725) 20-0331	55	0	57日～	7:00～19:00	
春木カトリック幼稚園	吉井町1丁目6番15号	443-5225	140	74	1歳児～	7:30～19:00	
城東こども園	三田町166番地	443-4451	110	15	3ヶ月～	7:00～19:00	
楓の木こども園	作才町343番地の2	426-7373	122	34	3ヶ月～	7:00～19:00	
第2八木こども園	池尻町339番10号	443-0201	82	15	57日～	7:00～19:00	
ピープルきし城チャイルドスクール	作才町1丁目8番8号	447-7813	64	19	6ヶ月～	7:00～19:00	

令和7年度新設予定認定こども園

		所在地	電話	利用定員		対象年齢	開所時間
				2,3号	1号*1		
公立	旭・太田こども園 *4	畑町3丁目12番2号 (太田幼稚園跡地)	423-9732 (こども園推進課)	89	75	57日～	7:00～19:00

*1 1号(教育)認定を希望の場合は、各保育施設へ直接利用の申込みをしてください。

*2 分園のある園について、申込先は本園を選択してください。

光明分園はなは0歳児から2歳児の保育を行います。ピープルランチスクール大空・ピープルランチスクール小松里は入園手続き後に施設長が本園・分園のクラス分けを決定します。

*3 再編計画予定の園です。詳しくはP15-16をご確認ください。

*4 新設園のため、お問い合わせはこども園推進課(423-9732)へお願いします。

○ ならし保育について ○

「ならし保育」とは、お子さまが新しい環境に無理なく慣れていくために、短い時間からのお預かりにご協力いただく期間です。お仕事などの都合により短い時間の保育が不都合な場合は、保育施設の利用申込の際に希望される保育施設にご注意ください。

ならし保育の実施状況や期間については、各保育施設で異なりますので直接各施設へお問い合わせください。

利 用 調 整 点 数 表

(1) 基本点数

状況区分	保育者の状況	区 分	基本点		入所第就労	
			基本点			
ア	家庭外労働	会社員等	月12日以上かつ月128時間以上の就労を常態	40	A	-4
		自営業主 (添付あり)	月12日以上かつ月96時間以上の就労を常態	38	B	-4
			月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	C	-4
		自営業主 (添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	D	-4
		自営業専従者 家族従業者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	E	-4
		訪問販売	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	F	-4
		その他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	26	G	-4
イ	家庭内労働	自営業主 (添付あり)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	H	-4
		自営業主 (添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	34	I	-4
		自営業専従者 家族従業者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	28	J	-4
		内 職	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	26	K	-4
		その他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	24	L	-4
ウ	就 学 (技能習得等を含む)	教育機関に在学または職業訓練を実施している	30	M		
エ	出 産	下児の出産予定日前2か月、産後2か月以内	36	N		
オ	傷病・障害	傷 病	1か月以上の入院	40	O	
			自宅療養	30	P	
		心身障害	身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	40	Q	
			身体障害者手帳 3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級	38	R	
	身体障害者手帳 4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級	30	S			
カ	介 護	1か月以上入院の同居親族の介護	38	T		
		自宅療養中または心身に障害のある同居親族の介護	30	U		
キ	その他	特別の支援を要する家庭		45	V	
		災害の復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている (ボランティアは不可)	44	W	
		時間不足	月64時間未満の就労かつ就職活動を継続して行っている	4	X	
		就職活動中	就職活動を継続して行っている	2	Y	

(2) 付加点数

申込み児童の兄弟が既に希望保育施設に入所中、または入所内定している場合（1号除く）	4	
申込み児童が保育施設に入所中 (育休中は除く)	認可外保育施設・一時保育施設	3
	認可保育施設（一時保育除く※1）	2
生活保護世帯	2	
ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭	1	
育児休業法に伴う育休明け及び産休明けの職場復帰する場合	1	
保育料を滞納し、催告に応じない場合	-4	

○点数の計算について

- ① 左記（１）の基本点数表に基づき、父母の基本点数を合算します。
基本点数の合算が同点となった場合、（２）の付加点数を合計して比較します。
- ② 保育者が市内認可保育施設において保育士など（※２）として、勤務しているまたは勤務することが決定している場合、基本点に４点加点します。
- ③ ひとり親の場合は、父または母の分の基本点数を４０点にして合算します。（※３）
 - ※１ 桜台保育所の一時預かり、やまだい保育園の一時保育室は除く
 - ※２ 保育士など：保育士、幼稚園教諭、保育教諭
 - ※３ 父母が離婚調停中、行方不明、拘禁中等ひとり親に準ずる家庭であることが確認できる場合は、一定の条件により、ひとり親家庭として認定します。

○入所決定について

保育施設の空き状況に対して、同じ保育施設を希望しているすべての子どもで利用調整します。利用調整は家庭・子どもの状況等を審査基準に基づく点数表により次のとおり行います。

※ 希望する保育施設の数で、点数が変わることはありません。

- ① 点数表の「基本点数」の高い順に入所決定します。
- ② ①の点数が同点の場合は、「付加点数」を合算し、合計点の高い順に入所決定します。

○就労証明書等について

３親等以内の親族が経営する事業所（店舗）または法人で就労している場合は、利用調整において「自営業専従者」または「家族従業者」の扱いとなります。ただし、下記の３点をすべて満たす書類（※）を添付資料として提出した場合は、利用調整において「自営業主（添付あり）」の扱いとなります。

- ① 自営業主・自営業専従者・家族従業者として働く本人の氏名が記載されているもの
- ② 三親等以内の親族が代表者でない法人（会社）・団体が発行しているもので、その法人・団体名が記載されているもの
- ③ 提出された就労証明書に記載のある仕事内容を行っていることが確認できるもの

以下の例以外の書類についても添付書類として認められる場合がありますので、お申し込み時にご持参ください。

【過去に添付書類として認めた書類】（一例です）

登記事項証明書	各事業所組合の会員証	労災保険加入者証	その他、現在業務を行っていることを証明する書類・免許証等 (詳しくは子育て施設課へ)
健康保険証（市町村国保を除く）	商工会議所の加入者証	雇用保険被保険者証	
営業許可証	開業届出書	司法書士会員証	

※すべて写し可

※基準日（入所日）時点で有効なものに限る。有効期間を必ずご確認ください。

○育児休業からの復職に関する意思確認について

保育施設利用申込書の「育児休業からの復職に関する意思確認」の欄にて「①私は育児休業の延長が可能であるため利用調整において他の利用者を優先することに不服はありません。」を選択し、①の誓約書を提出された場合は他の利用希望者を優先し利用調整を行います。

②「私は希望する保育施設に入所が決定した場合、直ちに復職を希望いたします。」を選択し、②の誓約書を提出された場合は、育児休業法に伴う育休明けおよび産休明けの職場復帰する場合の付加点数を加点し、利用調整を行います。

発達に支援が必要な児童の入所について

岸和田市では、保育を行う上で配慮や支援が必要な子どもが健やかに成長し、集団生活が円滑に行えるように「発達支援のための保育」を実施しています。

具体的には身体面（視覚、聴覚、運動）、生活面（食事、排せつなど）、行動面（集中が続かないなど）、言葉やコミュニケーション等の発達に対して、保育上配慮や支援が必要な子どもを対象としています。

「発達支援のための保育」を適用するかどうかについては、児童の発達状況やどの程度支援が必要であるか等を考慮し、子育て施設課で決定します。

「発達支援のための保育」は市内の全保育施設で実施していますが、職員体制等により受入可能な保育施設、歳児、人数が異なります。希望する保育施設の定員に空きがあり、かつ支援が必要な児童の受入れが可能な場合のみ利用調整の対象となります。

医療的ケアを必要とする児童の入所について

岸和田市では、日常生活を営むために医療的ケアを必要とする児童に対し、保育施設において医療的ケア（経管栄養、吸引、導尿、その他保育施設において実施可能な医療的ケア）を提供するとともに、心身の状況に応じた適切な保育が受けられるように取り組みを進めています。

対象は1歳児以上の入所希望者のうち、集団保育が可能であると審査（診断書・医師の意見書や保育観察、面談等を行い、総合的に判断）で認められた児童です。

ただし、集団保育が可能と認められた場合でも、保育施設の受入体制（看護師、設備等）が整わない場合は利用調整の対象となりません。

出生前の入所申込みについて

申込締切日時点で未出生であっても、入所希望日までに出生予定であれば申込みは可能です。ただし、申込時に「出生前の保育施設入所申込に関する誓約書」を提出していただく必要があります。

保育施設によって利用可能となる対象年齢が異なります。希望する保育施設の対象年齢を必ずご確認の上、申込みを行ってください。

また、出生後は速やかに子育て施設課に報告ください。



施設等利用給付について

① 市内認定こども園の教育部門(1号認定)の預かり保育

「保育の必要性」の認定を受けた子どもの利用料を、以下の通り給付します。利用開始までに申請が必要です。子育て施設課または利用する認定こども園へ申請してください。

※認定を受けられた場合、以下の金額を市から園へ給付します。保護者はその金額分、園へ支払う預かり保育の利用料が減額されます。

対象の子ども	給付額（減額される金額）の月額
<ul style="list-style-type: none"> 3歳児～5歳児の子ども 非課税世帯に属する満3歳の子ども 	(a)、(b)、(c)のうち一番少ない額 (a)：450円×預かり保育の利用日数 (b)：実際に要した預かり保育の利用料 (c)：給付上限額（3歳児～5歳児は11,300円、満3歳は16,300円）

② 幼稚園、市外認定こども園の教育部門(1号認定)の預かり保育

「保育の必要性」の認定を受けた子どもの利用料を、以下の通り給付します。利用開始までに申請が必要です。子育て施設課または利用する幼稚園、認定こども園へ申請してください。

対象の子ども	給付額の月額
<ul style="list-style-type: none"> 3歳児～5歳児の子ども 非課税世帯に属する満3歳の子ども 	(a)、(b)、(c)のうち一番少ない額 (a)：450円×預かり保育の利用日数 (b)：実際に要した預かり保育の利用料 (c)：給付上限額（3歳児～5歳児は11,300円、満3歳は16,300円）

給付を受けるには市へ請求する必要があります。4月～9月分を11月末までに、10月～翌年3月分を5月末までに給付する予定です。請求方法は別途ご案内します。

③ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などの利用料

「保育の必要性」の認定を受けた子どもの利用料を、以下の通り給付します。利用開始までに申請が必要です。子育て施設課へ申請してください。

対象の子ども	給付額の月額
<ul style="list-style-type: none"> 3歳児～5歳児の子ども 非課税世帯に属する0歳児～2歳児の子ども（満3歳の子どもを含む） 	(a)、(b)のうち少ない額 (a)：3歳児～5歳児は37,000円 0歳児～2歳児は42,000円 (b)：実際に要した利用料

給付を受けるには市へ請求する必要があります。4月～9月分を11月末までに、10月～翌年3月分を5月末までに給付する予定です。請求方法は別途ご案内します。

※認可保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所）に在籍する子どもの認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などの利用料は、原則給付の対象外になります。

市立幼稚園および保育所の再編について

子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図るため、岸和田市では市立幼稚園及び保育所の再編を進めており、保育所に関連する当面の予定は以下のとおりです。

令和8年3月
春木保育所閉園予定

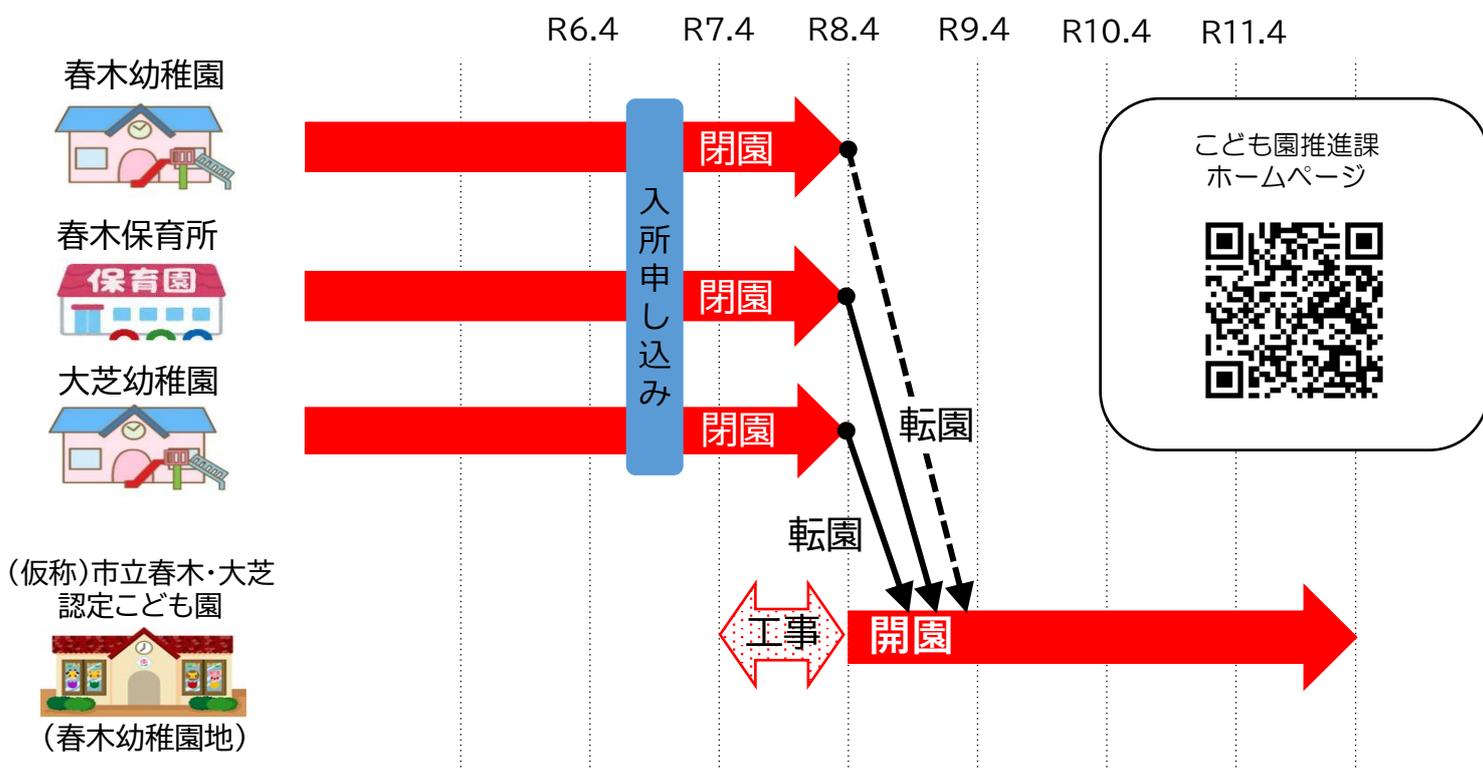


令和8年4月
(仮称)市立春木・大芝認定こども園開園予定

令和8年3月時点で春木保育所に在園している児童の希望者については、令和8年4月より(仮称)市立春木・大芝認定こども園に転園となります。

令和7年4月1日入所で入所が決定した場合

0歳児	0歳児 春木保育所	1～5歳児 (仮称)市立春木・大芝認定こども園
1歳児	1歳児 春木保育所	2～5歳児 (仮称)市立春木・大芝認定こども園
2歳児	2歳児 春木保育所	3～5歳児 (仮称)市立春木・大芝認定こども園
3歳児	3歳児 春木保育所	4～5歳児 (仮称)市立春木・大芝認定こども園
4歳児	4歳児 春木保育所	5歳児 (仮称)市立春木・大芝認定こども園
5歳児	春木保育所にて卒園	



※詳細や今後の方針等につきましては、市ホームページに掲載しております。
子ども家庭応援部 こども園推進課 (<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/160/>)

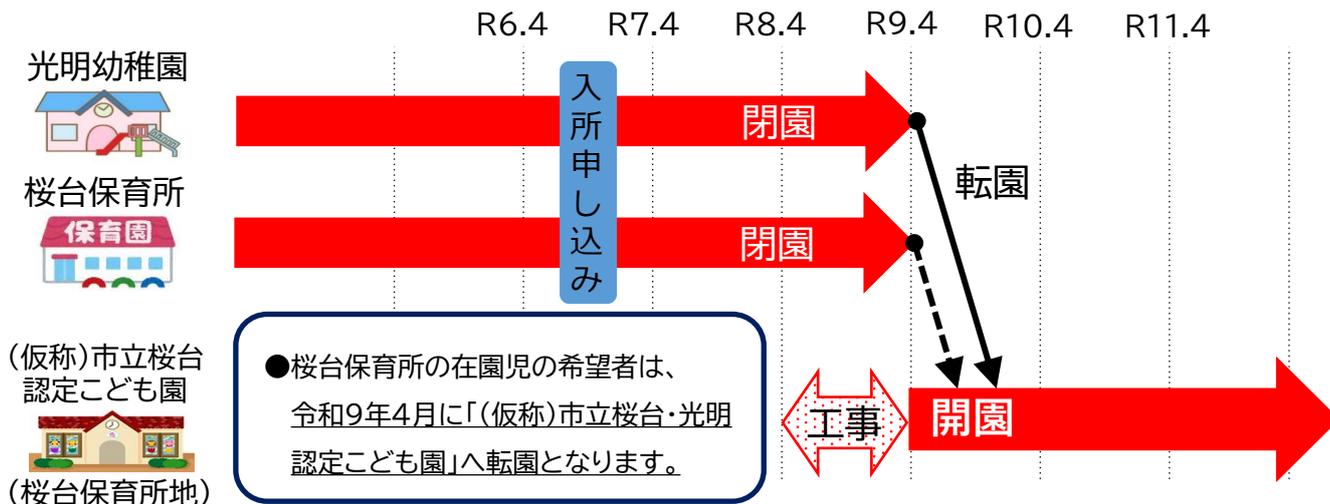
令和9年3月
桜台保育所閉園予定



令和9年4月
(仮称)市立桜台・光明認定こども園開園予定

令和7年4月1日入所で入所が決定した場合

0歳児	0～1歳児 桜台保育所	2～5歳児 (仮称)市立桜台・光明認定こども園
1歳児	1～2歳児 桜台保育所	3～5歳児 (仮称)市立桜台・光明認定こども園
2歳児	2～3歳児 桜台保育所	4～5歳児 (仮称)市立桜台・光明認定こども園
3歳児	3～4歳児 桜台保育所	5歳児 (仮称)市立桜台・光明認定こども園
4～5歳児	桜台保育所にて卒園	



●桜台保育所の在園児の希望者は、令和9年4月に「(仮称)市立桜台・光明認定こども園」へ転園となります。

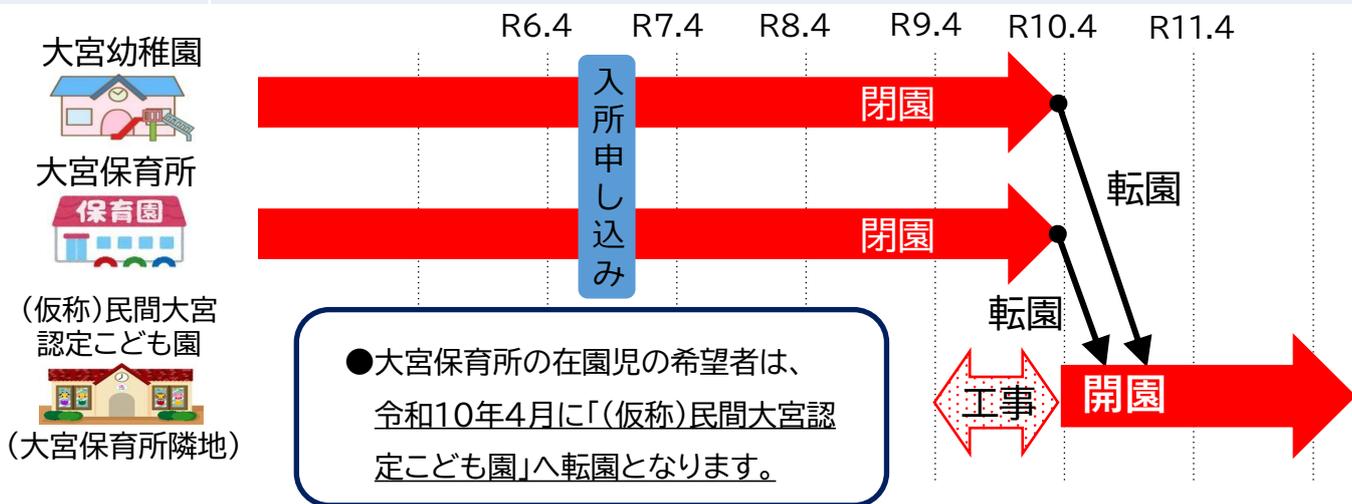
令和10年3月
大宮保育所閉園予定



令和10年4月
(仮称)民間大宮認定こども園開園予定

令和7年4月1日入所で入所が決定した場合

0歳児	0～2歳児 大宮保育所	3～5歳児 (仮称)民間大宮認定こども園
1歳児	1～3歳児 大宮保育所	4～5歳児 (仮称)民間大宮認定こども園
2歳児	2～4歳児 大宮保育所	5歳児 (仮称)民間大宮認定こども園
3～5歳児	大宮保育所にて卒園	



●大宮保育所の在園児の希望者は、令和10年4月に「(仮称)民間大宮認定こども園」へ転園となります。

※詳細や今後の方針等につきましては、市ホームページに掲載しております。
子ども家庭応援部 こども園推進課 (<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/160/>)



令和7年度 年齢早見表



0歳児	令和 6 年4月2日以降～
1歳児	令和 5 年4月2日～令和 6 年4月1日
2歳児	令和 4 年4月2日～令和 5 年4月1日
3歳児	令和 3 年4月2日～令和 4 年4月1日
4歳児	平成 2 年4月2日～令和 3 年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和 2 年4月1日

保育コンシェルジュ相談窓口のご案内

保育コンシェルジュは、保育サービスに係る相談員です。

保育を希望する保護者からの相談に対して、ご家庭のニーズに合わせた保育所（園）や認定こども園、幼稚園等の入所（園）案内のほか、一時預かり事業や認可外保育施設、病児保育事業などの保育サービスの情報提供と、利用に向けての支援を行います。

相談日時 月曜日～金曜日 9時～15時

場 所 岸和田市役所 子ども家庭応援部 子育て施設課

TEL 072-423-9483

（不在の場合がございます。事前にお電話にてご確認ください。）



個人情報の取扱いについて

本市は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、各ご家庭の個人情報を、下記目的の達成に必要な範囲で利用します。また、法令に基づく場合を除き、保護者の方の同意なく外部への情報提供はいたしません。

- ① 申込対象の子ども、保護者の方々の本人確認のため
- ② 保育施設への入所選考のため
- ③ 継続的に入所していただくための入所要件確認のため
- ④ 各種通知のため
- ⑤ 緊急時の連絡のため
- ⑥ 保育料の算定、請求及び変更のため
- ⑦ 保育サービスの改善のため
- ⑧ お問い合わせ、ご相談への対応のため
- ⑨ 入所した子どもの発達・健康確認及び管理のため
- ⑩ 就学時における健康確認のため
- ⑪ その他、適正かつ円滑に保育施設をご利用いただくため